壇論

広義の再転相続

角田　益雄
【世田谷】

1　はじめに

最高裁判所平成17年10月11日決定の解釈と相基通19の2－5との関係について論じる。承認又は放棄の熟慮期間については民法915条が3か月と定め、その期間の伸長の特例につき916条が規定する。

ところで、一次相続が開始し、遺産分割未了の段階で、二次相続が開始することがある。

この場合、法律上特別な規定は設けられていない。これを「広義の再転相続」と呼称することがある(※1)。

2　概要

事案の概要：甲と乙とは夫婦であり、その間に子供4人がいる。甲死亡後、甲の遺産分割協議未了中に、乙が死亡した。甲及び乙の遺産分割はどのように行うか？

原審：甲の死亡に伴い乙の承継する甲の相続分は、抽象的な法的地位であり、遺産分割の対象ではない。遺産分割申立を不適法とした。

最高裁：

①　相続人が複数あるとき当然分割されない遺産は、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有になる。その共有の性質は、基本的に民法249条以下の共有と性質を異にするものではなく、実体上の権利で、遺産分割の対象である。

②　本件の場合、乙は甲の相続開始と同時に、甲の遺産につき相続分に応じた共有持分権を取得した。この共有持分権は、遺産を構成する。これを乙の共同相続人に分属させるには遺産分割手続きを経る必要がある。

問題の所在：

①　原審と最高裁決定との相違点…遺産分割の対象であるか？

②　最高裁決定の①の「相続開始から遺産分割までの間」をどのように解釈するか？

③　最高裁決定の②の「これを乙の共同相続人に分属させる」とは、乙の遺産のみか？それとも甲の遺産を含み分属させるのか？

3　遺産共有の性格

①　遺産共有に関しては、共有説と合有説との対立があった。

しかし、民法909条に『ただし、第三者の権利を害することはできない。』が挿入されたことにより、共有説に収斂する方向にあると言って良い。

②　平成17年最高決の①部分の「遺産は、相続人が数人ある場合において、それが当然に分割されるものでないときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属し、この共有の性質は、基本的には民法249条以下に規定する共有と性質を異にするものではない」との部分は、最高裁の3つの小法廷の意見が一致している。即ち最高裁は、共有説に立つことを明確にしている。

③　その上で、「共同相続人が取得する遺産の共有持分権は、実体上の権利であって遺産分割の対象となる」というべきである。」と判示する。

この「実体上の権利」に異議を唱える説もある(※2)。

他方、この「実体上の権利」については同調するがその実体上の大きさが明らかでない、と疑問を投げかける説(※3)もある。しかし私は「大きさ」は不明確ではないと考えている。

4　位置づけ

①　この「相続開始から遺産分割までの間」の解釈に当り、この事件では、「相続開始」は、甲の相続開始と乙の相続開始とがあり、「遺産分割」には、甲の遺産分割と乙の遺産分割とがある。原審も最高裁も乙の遺産分割につき判断したものであろうが、なお不明確さを感じる。そこで次のように考えてみることにした。

ア、「特別受益者」の具体的相続分⇒「甲の相続開始と甲の遺産分割」と「乙の相続開始と乙の遺産分割」と二つに区分する立場（分離処理効果説）

イ、広義の再転相続⇒「甲の相続開始と乙の遺産分割」とを一括して解釈する立場（一括処理効果説）

ウ、折衷説⇒甲と乙の遺産分割を同時に処理すべきであるとする立場（同時処理効果説）

②　平成17年最高決を、乙の「特別受益者」の具体的相続分の計算方法と位置付ける(※4)。

分離処理効果説は、「甲の相続開始と甲の遺産分割」と「乙の相続開始と乙の遺産分割」とは当然に別箇であり、その相続人も異なる（偶々一致することもあろうが…）。

即ち、甲の相続人と乙の相続人とが常に一致するとは限らないこと…甲に婚外子がいるとか、乙に連れ子がいるとか…に鑑みれば、甲の相続と乙の相続とを同一とするのは法律の根拠を欠くので当然に別箇のものである。その結果、乙の遺産分割の効果は乙の相続開始まで遡及するのみである。

③　分離処理効果説は、甲の遺産分割が終了して乙の遺産分割に移行する場合には有効である。

特に甲の遺産分割を調えることができても、乙の遺産分割を調えることを困難とする場合に対応できる利点がある。

その場合、乙の遺産分割で実体上の共有持分権をどのように表現すべきかの問題が残る。

更に、甲の遺産分割が未了である場合で、乙の共有持分権を乙の相続人に分属させると、甲の遺産分割対象は乙の相続分を除外することになるがこれで良いのか？疑問が残る。

④　この平成17年最高決を、広義の再転相続とする説がある（※5）（※6）。

広義の再転相続の立場からは一括処理効果説が派生する。

⑤　一括処理効果説は、始期を甲の相続開始とし終期を乙の遺産分割とする。乙の遺産分割の効果は当然に甲の相続開始時まで遡及する。

一次相続の甲の分割協議も乙の遺産分割もその当事者が同一であり、一括して遺産分割できるとの前提を置くものである。

⑥　同時処理効果説は、次の問題解決方法として、甲と乙の遺産分割を同時に処理したとき初めて矛盾なく遺産分割成立の効果を受けられるとする。

ア、平成17年最高決は、乙の遺産分割につき判示したものであること（前記②）

イ、分離処理効果説の場合も、乙の遺産分割が成立するも甲の遺産分割未了のとき、実体上の共有持分権の帰趨が曖昧になること（前記③）

ウ、一括処理効果説のいう乙の遺産分割の効果が、遺産分割協議をしていない甲の相続開始まで遡及することを民法は予定していないこと（前記⑤）

しかし、乙の遺産分割が先行して合意できても、甲の遺産分割が決まらない限り遺産分割は未了であることに変わりはない。

なお、分離処理効果説からは、相基通19の2－5による新たな立法であるとの批判を受ける。

5　分離処理効果説の遺産分割内容

一次相続における配偶者乙の取得する遺産の共有持分権は、その相続分に応じた共有持分権を取得しているので、甲の遺産分割が成立している場合には、配偶者乙以外の子X、Y1、Y2、Y3の合意により、まず、甲の遺産分割内容を合意できる。

ア、甲の遺産のうち土地A及び建物Aは、配偶者乙及び長女Y1が均等の割合で相続する。

イ、甲の遺産のうち土地B及び建物Bは、配偶者乙及び次女Y2が均等の割合で相続する。

ウ、甲の遺産のうち有価証券は、配偶者乙及び三女Y3が均等の割合で相続する。

エ、甲の遺産のうち前記ア、イ、ウ以外の財産は、配偶者乙及び長男Xが均等の割合で相続する。

次いで、配偶者乙の遺産分割内容を合意する。

ア、乙の所有する土地A及び建物Aの共有持分全部を長女Y1が相続取得する。

イ、乙の所有する土地B及び建物Bの共有持分全部を次女Y2が相続取得する。

ウ、乙の所有する有価証券の共有持分全部を三女Y3が相続取得する。

エ、乙の所有する前記ア、イ、ウ、以外の財産の共有持分全部を、長男Xが相続取得する。

6　一括処理効果説の遺産分割内容

この場合、遺産分割協議の取り纏め方法はいくつか検討できる。

ア、被相続人甲の遺産の全部を、配偶者乙が取得する、との遺産分割案

イ、被相続人甲の遺産を法定相続分に従って配偶者乙が取得する、との遺産分割案

ウ、被相続人甲の遺産を法定相続分に従わず、任意の割合で配偶者乙が取得する、との遺産分割案

エ、被相続人甲の遺産を「配偶者乙は全く取得しない旨の遺産分割案

一括処理効果説は相基通19の2－5の結論を導き出せる。

7　同時処理効果説の遺産分割内容

①　同時処理効果説の場合、一括処理効果説と分離処理効果説の問題点を克服するには、甲と乙の遺産分割を同時に行うとする。この場合の遺産分割内容は次のようになろう。

第一　被相続人甲の遺産につき

ア、土地A及び建物Aを、配偶者乙が相続取得する

イ、土地B及び建物Bを、配偶者乙が相続取得する

ウ、有価証券を、三女Y3が相続取得する。

エ、前記ア、イ、ウ、以外の財産を、長男Xが相続取得する。

第二　被相続人乙の遺産につき

ア、土地A及び建物Aを、長女Y1が相続取得する。

イ、土地B及び建物Bを、長女Y2が相続取得する。

また、このような遺産分割協議内容であれば、相基通19の2－5を矛盾なく解釈できる。

②　なお、同時処理効果説でも、遺産分割協議内容如何により相続税額が変動する。従って、税理士の善管注意義務には相変わらず重いものが残る。

③　また残された問題に、特別寄与分についても特別受益と同様に取り扱ってよいものか否かであるが現在訴訟中であるので別稿に譲りたい。

※1　松田亨『再転相続と遺産分割手続』（梶村太市・雨宮則夫編『遺産分割』［現代裁判法体系11］223頁）

※2　橋詰均『共同相続人の死亡と相続分の承継』判タ1179・42

※3　川　淳一『遺産分割前に死亡した相続人が有していた第一次相続人の遺産についての権利』（ジュリスト「平成17年度　重要判例解説」94頁。

※4　半田吉信・鹿野菜穂子・佐藤敬子・青竹美佳著「ハイブリッド家族法」231頁（法律文化社　2006年）

※5　川　淳一　前掲書93頁

※6　田村真史編「実務相続関係訴訟」31頁（日本加除出版、平成28年）